

65歳以上の方の 介護保険料

問い合わせ

・ 知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261

・ 役場 ふくし課 内線137



介護保険制度は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。40歳から64歳までの方は、国民健康保険税や職場の医療保険料と合わせて納付しますが、65歳以上の方は、知多北部広域連合に納付することとなります。

介護保険料

4月1日現在で65歳以上の方の今年度介護保険料は次のとおりです。

保険料基準額(60,876円)を基準にして、前年所得等に基づき所得段階別に保険料を決定します。

★…世帯全員が住民税非課税者 ●…本人が住民税非課税者 ○…本人が住民税課税者

所得段階	対 象	基準額 ①	保険料率 ②	介護保険料(年額) ①×② (百円未満切捨て)
第1段階	①生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 ②老齢福祉年金受給者…★ ③前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人…★	60,876 円	0.45	27,300円
第2段階	前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人…★		0.65	39,500円
第3段階	前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人…★		0.75	45,600円
第4段階	世帯に市町村民税課税の方がいて、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人…●		0.90	54,700円
第5段階	世帯に市町村民税課税の方がいて、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人…●		1.00	60,800円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人…○		1.20	73,000円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人…○		1.30	79,100円
第8段階	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人…○		1.50	91,300円
第9段階	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人…○		1.70	103,400円
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人…○		1.80	109,500円
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人…○		1.90	115,600円
第12段階	前年の合計所得金額が800万円以上の人…○		1.95	118,700円

(注1)「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。

(注2)「その他の合計所得金額」は、(注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を差し引いた金額です。

(注3)消費税率改定に伴い、所得段階の低い人(第1～3段階)の介護保険料について、本人負担が軽減される予定です。

賦課

介護保険料の賦課期日は毎年4月1日です。その後、新たに被保険者資格を取得した方は、資格を取得した月(65歳以上で新たに住民となった方は、住民となった日の属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日の属する月)から保険料の賦課が始まります。

(例) 昭和29年8月21日生まれの方で、今年度市町村民税が本人非課税で課税世帯の場合の今年度介護保険料の算出例(第5所得段階の方)
令和元年8月から保険料が発生します。

①介護保険料の年額計算

$60,876\text{円(基準額)} \times 1.00\text{(保険料率)} = 60,876\text{円} \cdots 60,800\text{円(百円未満切捨て)}$

②介護保険料の月割計算(負担該当月数を求め保険料を計算する。)

$60,800\text{円} \div 12\text{か月} \times 8\text{か月分(令和元年8月から令和2年3月)} = 40,533\text{円}$

③今年度の介護保険料 40,500円(百円未満切捨て)

④期別金額(各期別の振り分け計算)

令和元年8月資格取得のため、納期が9月以降に規定されている納期回数により振り分ける。第3期分…10,200円、第5期分…10,100円、第4期分…10,100円、第6期分…10,100円(百円未満の端数がある場合は初回の納期に振り分け)

納付方法

年金からの天引き(特別徴収)と納付書による納付または口座振替(普通徴収)があり、年6回に分けて保険料を納付します。特別徴収の方は、すでに4月、6月の年金から今年度介護保険料の天引き(仮徴収)をしています。また、8月の年金についても仮徴収として介護保険料の天引きをしますが、10月以降の年金で、仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き(本徴収)して調整します。

納付方法	納付時期
特別徴収	年金からの天引き
	第1期分(4月年金・仮徴収) 第4期分(10月年金・本徴収)
	第2期分(6月年金・仮徴収) 第5期分(12月年金・本徴収)
	第3期分(8月年金・仮徴収) 第6期分(令和2年2月年金・本徴収)
普通徴収	納付書による納付または口座振替
	第1期分(7月31日納期限) 第4期分(10月31日納期限)
	第2期分(9月2日納期限) 第5期分(12月25日納期限)
	第3期分(9月30日納期限) 第6期分(令和2年3月2日納期限)

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6月、8月、10月、12月、2月の各1日時点の状況で年金保険者(日本年金機構等)から連絡のあった方は約6か月後の年金から天引きされます。

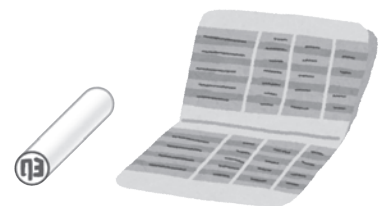
※特別徴収対象年金は、老齢(退職)年金、障害年金及び遺族年金です。

※普通徴収の方が納付書で納付できる場所については、納付書裏面をご確認ください。

口座振替制度のご利用

65歳以上の普通徴収に該当する方は、便利で安心な口座振替制度をご利用ください。

口座振替を希望される方は、利用する口座の通帳及び通帳の届出印をご持参のうえ、役場ふくし課、知多北部広域連合または金融機関で手続きを行ってください。



コンビニエンスストアでの納付

バーコード付きの納付書についてはコンビニエンスストアで納付が可能です。ただし、納付書記載の「コンビニエンスストア使用期限」を過ぎた納付書及びバーコードが印字されていない納付書については、コンビニエンスストアでの取扱いができませんのでご注意ください。

負担割合証

介護サービスを利用する際にかかった費用のうち、自己負担分(所得金額等に応じて1割～3割)をお支払いいただきます。要介護・要支援認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付いたしますので、サービスを利用される方は、ケアマネジャー及びサービス事業者へ提示してください。

介護サービス利用に 関する法律相談 (無料、予約制)

- と き 8月1日(木)
午後1時30分～4時30分
- ところ 東海市しあわせ村保健福祉センター 1階 相談室
- 内 容 介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの
- 対 象 知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者
- 定 員 6名(先着順)
- 応対者 知多北部広域連合
顧問弁護士 くまだ ひとし 熊田 均氏
- 申し込み 7月8日(月)～22日(月)の平日午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ
※相談したい内容を具体的に整理しておいてください。
- 問い合わせ
知多北部広域連合 総務課
☎052-689-1651

令和元年度 第2回 知多北部広域連合 介護保険事業計画 推進委員会

介護保険を円滑に実施するため、事業の実施状況や課題を検討します。

- と き 8月5日(月)
午後2時～
- ところ 東海市しあわせ村保健福祉センター 3階
第1・第2会議室
- その他 一般傍聴可
※入場制限あり
- 問い合わせ
知多北部広域連合 事業課
☎052-689-2263

高額介護サービス費の申請

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算)し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得者 ※1	世帯44,400円
一般 ※2	世帯44,400円
住民税世帯非課税	世帯24,600円
・課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ※3 ・老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
生活保護の受給者	個人15,000円
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯15,000円

- ※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人。
- ※2 平成29年8月から3年間に限り、同一世帯のすべての65歳以上の人(サービスを利用していない人も含む)の利用者負担割合が1割の世帯には、年間446,400円(8月～翌7月)を上限とする緩和措置が適用されます。
- ※3 「その他の合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)から課税年金の所得金額を控除した金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

減免制度

次の表のすべての項目に該当する方(生活保護受給者を除く)は、利用者負担の減免を受けることができます。利用者負担の減免申請は、役場ふくし課または知多北部広域連合に申請書を提出してください。

その他、災害等の事情により保険料や利用者負担の減免を受けることができます。詳しくは問い合わせ先へ。

保険料の所得段階	減免の対象となる要件	利用者負担額の減免割合
第1段階	・世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人の場合は32万円加算した額、以後世帯員が1人増える毎に32万円加算した額)以下の方(年金なども含む。)	負担額の3/4
第2段階	・市町村民税の課税者に扶養されていない方(同一生計者を含む。)	負担額の1/2
第3段階	・世帯の預貯金額の合計が350万円(世帯員2人の場合は100万円加算した額、以後世帯員が1人増える毎に100万円加算した額)以下の方 ・介護保険料を滞納していない方	